

第 6579 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ Go To トラベル事業者の課税売上

Q : GoToトラベルで、旅行業者が商品を11,000円(税込)販売した場合、課税売上はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

GoToトラベル事業は、宿泊・日帰りの国内旅行を対象に、旅行代金の2分の1相当額の給付を行うもので、そのうちの7割(旅行代金の35%)が旅行代金に充当される(国が旅行代金の35%を負担する)ものです。

国からの給付金の給付先は旅行者ですが、旅行者は実際に収受することはなく、旅行・宿泊事業者が旅行者に代わって給付金を受領することになります。

このため、旅行・宿泊事業者が販売する旅行・宿泊商品の対価の額が変わるものではありません(旅行・宿泊事業者が値引きを行うものではありません)。

したがって、消費税の課税事業者に該当する旅行・宿泊事業者が、GoToトラベル対象の旅行・宿泊商品11,000円(税込)を販売した場合、旅行・宿泊事業者の消費税の課税売上(税抜)は、10,000円となります。

仕訳は、次のようになります。

【旅行・宿泊事業者の処理例(税抜経理)】

(商品販売時)

現金等 7,150 / 売上 10,000

未収入金 3,850 / 仮受消費税 1,000

(事務局から受領時)

現金等 3,850 / 未収入金 3,850



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】